

秦野斎場指定管理者募集に係る質問・回答一覧表

令和 7 年 7 月 9 日 秦野市伊勢原市環境衛生組合 施設課計画・管理班

No.	書類名・該当頁	質問	回答
1	仕様書 10 頁	カ 施設の清掃等に関すること (イ) 定期清掃（月 2 回以上）とありますが、定期清掃の定義は何でしょうか。また、月 2 回以上とありますが、諸事情による清掃日の変更、他の施設維持管理に関する日程調整により、定期清掃を月 1 回行い、その他の月で定期清掃を 3 回行い、1 か年（12 か月×2 回）で 24 回以上実施でも良いでしょうか	本指定管理業務における定期清掃の定義は、日常清掃だけでは行き届かない場所や汚れに対して専門事業者等が計画的に実施する清掃です。具体的な清掃項目は、次に示すとおりですが、汚れの度合いや使用状況などを考慮し、項目ごとに頻度を変えることも可能です。なお、具体的な実施時期と各回の清掃項目を示した作業予定表を年度ごとに当組合へ提出する必要があります。 〔定期清掃項目〕 床面ワックス清掃、フローリング床清掃、塗床清掃、石床清掃、カーペット清掃、窓ガラス清掃、衛生器具清掃、壁柱清掃、照明器具清掃、高所窓ガラス清掃、トップライト清掃、地下吸気口フィルター清掃、ルーバー清掃、換気口清掃、高所除塵清掃、収骨室天井照明清掃 また、諸事情により月 2 回以上の定期清掃を実施できない場合は、当組合の承認を経て次月以降に繰り延べることも可能です。ただし、年間累計で 24 回以上は、実施する必要があります。

2	仕様書 12 頁	行政財産目的外使用について、待合室へ飲物用冷蔵庫（0.27535 m²/台）とアイス用冷凍ショーケース（0.4762 m²/台）を設置したいのですが、目的外使用料（1 台あたり）はいくらになりますか	行政財産目的外使用料は、当組合が準用する「秦野市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」に基づき、使用許可の対象面積に応じて算出します。 御質問の使用料額は、冷蔵庫（0.27535 m²）が年間 6,499 円/台、アイス用冷凍ショーケース（0.4762 m²）が年間 11,240 円/台となりますが、実際には 1 台当たりでなく売店運営等、指定管理者が実施する物品等の販売に係る全ての面積を合算して算出します。
3	仕様書 19 頁	別表 3「主なリスク分担表」にて、物価変動リスクは指定管理者に区分されている。指定管理者の過失ではなく世界情勢の影響によるエネルギー費用高騰（令和 4 年度ロシアのウクライナ侵攻等）においても、全て指定管理者が費用を負担するとの認識で良いでしょうか。それとも、協議を行いその結果、費用の補填が行われますか	指定管理者の過失有無に関わらず、物価変動リスクは原則として指定管理者の負担となります。 しかし、仕様書 13 頁第 14 項第 1 号ただし書きに記載のとおり、「指定期間中に著しい物価変動が起きた場合」において、当組合又は指定管理者いずれかの申出があった際は、その変動に伴い生じた経費負担の対応を双方の協議により、決めることができます。
4	様式 1-1	職員配置計画表及び職員確保計画にて、事務職員を配置する場合は、売店その他の項目に記載すれば良いとの認識で良いでしょうか	欄外の注釈に記載のとおり、他に必要と思われる役職（※職種も含む）がある場合は、必要に応じて行数を増やし、記載してください。